

認知症総合対策の推進

～三重県の今年度の取組について～

三重県認知症施策推進会議
平成24年7月
三重県健康福祉部長寿介護課

1

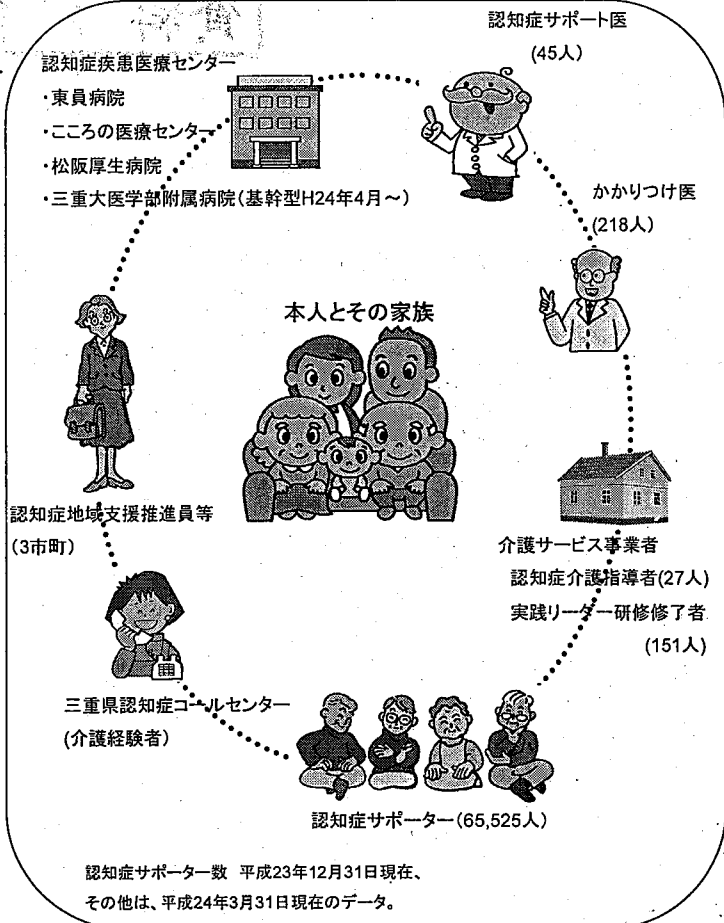
「みえ高齢者元気・かがやきプラン」(第5期三重県介護保険事業支援計画・第6次三重県高齢者福祉計画)の重点的な取組のひとつ…

認知症総合対策の推進

- 認知症知識の普及
 - ・認知症サポーター養成講座
 - ・市町で実施の健康教室、介護予防教室、家族支援などの有効な取組事例の普及
 - ・三重県認知症コールセンターの設置 など
- 認知症対応力の向上
 - ・かかりつけ医への認知症対応力向上の研修
 - ・認知症サポート医の研修とフォローアップ
 - ・認知症介護に関わる実践者のための研修等
 - ・認知症介護指導者、実践リーダーの活動
 - ・若年性認知症ケアモデル事業 など
- 認知症ケア連携
 - ・三重県認知症施策推進会議
 - ・市町連絡会
 - ・二次保健医療圏域ごとに認知症疾患医療センターの設置。県全域を対象とする基幹型センターの設置。 など

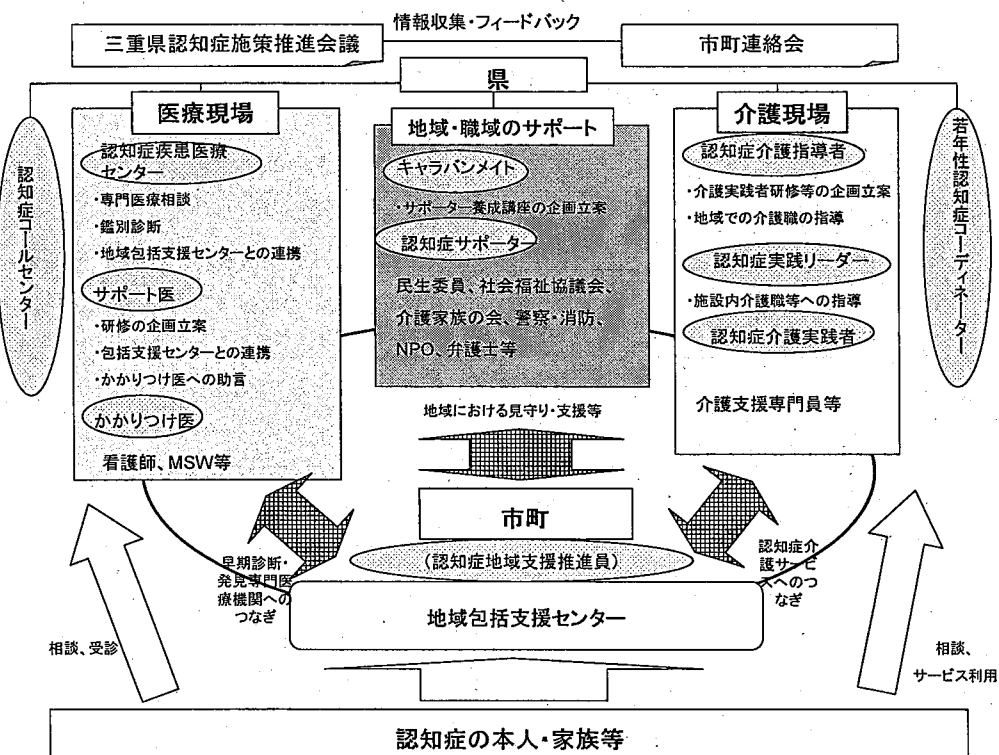
2

認知症総合対策の概要



- 予防**
 - > 認知症サポーター養成講座
 - > キャラバン・メイト養成研修
 - > 市町村認知症施策総合推進事業の活用
- 早めの気づき**
 - > 認知症サポート医養成研修
 - > かかりつけ医認知症対応力向上研修
- 医療**
 - > 認知症疾患医療センター運営事業
- 介護**
 - > 認知症介護実践者等養成事業
- 見守り・相談支援**
 - > 三重県認知症コールセンター事業
 - > 認知症サポーター養成講座(再掲)
- 若年性認知症対策**
 - > 若年性認知症ケア・モデル事業

認知症の人と家族を支えるネットワークのイメージ



国における認知症総合対策の概要

1. 認知症施策検討プロジェクトチーム「今後の認知症施策の方向性について」

平成24年6月18日発表されたもの。今後この報告書に基づき、関係団体等と連携して、計画的に認知症施策を推進していく。平成25年度からの5年間の具体的な計画を平成25年度予算要求とあわせて策定する。基本的な考え方は、今後目指すべき基本目標として「ケアの流れ」を変えること。「認知症の人は精神科病院や施設を利用せざるを得ない」という考え方を改め、「認知症になっても本人の意思が尊重されることができる限り住み慣れた地域のよい環境で暮らし続けることができる社会」の実現を目指している。

2. 平成24年度の国の認知症総合対策支援事業

認知症対策等総合支援事業メニュー	内容	国補助金率
認知症対応型サービス事業管理者等養成事業	介護従事者に対する認知症関連の研修	1/2
認知症地域医療支援事業	認知症サポート医、かかりつけ医に対する認知症関連の研修等	1/2
認知症介護研究・研修センター運営事業	東京都、愛知県、仙台市の認知症介護研究・研修センターの運営	定額
認知症対策普及・相談・支援事業	コールセンターや認知症サポーター講座等	1/2
市町村認知症施策総合推進事業	市町に認知症地域支援推進員を置き、地域の実情に応じた施策を展開	10/10
都道府県認知症施策推進事業	県認知症施策推進会議や市町連絡会	10/10
認知症地域資源連携検討事業	認知症介護研究・研修東京センターの事業	定額
高齢者権利擁護等推進事業	看護職、介護職を対象とした権利擁護の研修等	1/2
市民後見推進事業	市民後見人を養成するための研修や市民後見人の活動のための支援等	10/10
若年性認知症対策総合推進事業	若年性認知症自立支援ネットワークの構築や、若年性認知症ケア・モデル事業等	1/2 5

認知症地域医療支援事業

1 目的

認知症の診察に習熟し、かかりつけ医への助言その他の支援を行い、専門医療機関や地域包括支援センター等との連携の推進役となる認知症サポート医(推進医師)を養成することにより、各地域において、認知症の発症初期から状況に応じて、医療と介護が一体となった認知症の人への支援体制の構築を図る。

また、高齢者が日頃より受診する診療所等の主治医(かかりつけ医)に対し、適切な認知症診断の知識・技術や家族からの話や悩みを聞く姿勢を習得するための研修を実施することにより、認知症サポート医との連携の下、医療と介護が一体となった支援体制の構築を図る。

2 事業内容

- (1) 認知症サポート医養成研修(5名養成)
- (2) かかりつけ医認知症対応力向上研修(県医師会へ委託、年1回開催)
- (3) 認知症サポート医フォローアップ研修

県下のサポート医が参加する形で実施。実施にあたっては県医師会とご相談。

今年度は、津エリアの事例相談会(三重大学認知症医療学講座:認知症疾患医療センター)、伊勢エリアの事例相談会(伊勢市医師会)、四日市エリアの研修会(四日市北包括、四日市医師会)での開催を相談しています。

研修名称	合計(人)
認知症サポート医養成研修	45人
かかりつけ医認知症対応力向上研修	218人

認知症介護実践者等養成事業

1 目的

高齢者介護実務者及びその指導的立場にある者に対し、認知症高齢者の介護に関する実践的研修を実施することにより、認知症介護技術の向上を図るとともに、認知症介護の専門職員を養成し、認知症高齢者に対する介護サービスの充実を図る。

また、認知症対応型サービス事業の開設者に対して認知症介護に関する基本的な知識及び事業の運営に必要な知識の習得のための研修を実施、認知症対応型サービス事業の管理者に就任する者に対しては事業所を管理、運営していくために必要な知識及び技術の習得のための研修を実施しています。

2 事業内容

- (1) 認知症介護実践研修(実践者研修 3回、実践リーダー研修 1回)
- (2) 認知症対応型サービス事業開設者研修(1回)
- (3) 認知症対応型サービス事業管理者研修(2回)
- (4) 小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修(1回)
- (5) 認知症介護指導者養成研修(2人養成)
- (6) フォローアップ研修(2人養成)
- (7) カリキュラム検討会、指導者連絡会

7

認知症介護実践者等養成事業

(参考) 平成23年度末までの各研修の養成人数 ※全国GH協会等が実施した三重県内の研修の修了者を含む

研修名称	合計(人)	研修名称	合計(人)
実践者研修 (～H16基礎課程)	1,815人	認知症介護指導者養成研修	30人
実践リーダー研修 (～H16専門課程)	155人	フォローアップ研修	10人
認知症対応型サービス事業 管理者研修 (H17グループホーム管理 者研修)	808人		
小規模多機能型サービス等 計画作成担当者研修	166人		
認知症対応型サービス事業 開設者研修 (～H17 認知症高齢者グ ループホーム開設予定者研 修)	229人		

8

認知症疾患医療センター運営事業

1 目的

認知症疾患医療センターを設置し、保健医療・介護機関等と連携を図りながら、認知症疾患に関する鑑別診断、周辺症状と身体合併症に対する急性期治療、専門医療相談等を実施するとともに、地域保険医療・介護関係者への研修等を行うことにより、地域における認知症疾患の保健医療水準の向上を図る。

2 事業内容

(1) 介護との連携

専門の担当者の配置による、地域包括支援センターとの連携の強化を図る。

(2) 認知症疾患専門医療・医療連携研修

認知症を専門としない地域の一般開業医、かかりつけ医等を対象とし、最新の診療技術等に関する研修を実施する。

(3) 認知症疾患専門相談事業

地域の医療機関、一般住民等からの問い合わせ、相談を受け付ける窓口を設置する。

(4) 認知症疾患医療連携協議会(連携協力、事例検討 等)

地域の医療サービス(かかりつけ医、サポート医、専門医療機関)の連携を密にするため、懇談会を開催する。

(5) 広報

センターの連絡先等の周知を図る。

(6) 基幹型センターは上記に加え、身体合併症等の救急の対応。

- 3 設置箇所数 地域型 3ヶ所 (東員病院、三重県立こころの医療センター、松阪厚生病院)
基幹型 1ヶ所 (三重大学医学部附属病院)

9

三重県認知症コールセンター事業

1 目的

認知症の本人や家族に対しては、認知症の各ステージにおいて、認知症の知識や介護技術の面だけではなく、精神面も含めた様々な支援が重要であり、各都道府県、指定都市単位で認知症介護の専門家や経験者等が対応するコールセンターを設置することにより、地域の実情に応じた効果的な支援を行うものである。

2 事業内容

認知症の本人や家族の相談に、認知症介護の専門家や経験者等が対応する電話相談事業。平成24年度は、NPO法人HEART TO HEARTへ事業を委託して実施。

・相談時間等 月～金 午前9時30分から午後5時30分まで

※祝日及び年末年始(12月29日～1月3日)を除く

・電話番号 059-235-4165(よいろうご)

【参考】相談件数

期間	平成21年7月設置～ 平成22年3月(9ヶ月)	平成22年4月～ 平成23年3月(12ヶ月)	平成23年4月～ 平成24年3月(12ヶ月)
件数	218	239	273

10

キャラバン・メイト養成研修、認知症サポーター養成講座

1 目的

認知症に関する正しい知識を持ち、地域や職域において認知症の人や家族を支援する認知症サポーター等を養成することにより、認知症の人や家族が安心して暮らし続けることのできる地域づくりを推進する。

2 事業内容

(1) 市町と協働した研修等の開催

市町の要望を受け、市町と協働で研修等を開催。

(名張市、松阪エリア、県で各1回予定)

(2) 企業と協働した講座の開催

県民と接することが多い金融機関や、小売業等の企業で講座を実施

(3) キッズサポーターの養成

(4) みえ出前トークを活用した講座の開催

(5) 県職員を対象にした講座の開催

(参考) 三重県内の認知症サポーター数 65,525人

(内訳:キャラバン・メイト 1,444人 認知症サポーター 64,081人)

※平成24年3月31日現在

11

市町村認知症施策総合推進事業

1 目的

認知症になっても住み慣れた地域で生活を継続するためには、医療・介護や生活支援を行うサービスが有機的に連携したネットワークを形成し、認知症の人への効果的な支援を行うことが重要である。

このため、市町において医療機関・介護サービスや地域の支援機関をつなぐコーディネーターとしての役割を担う認知症地域支援推進員を配置し、介護と医療の連携強化や、地域における支援体制の構築を図ることとする。

2 事業内容

・認知症の人に対し、状態に応じた適切なサービスが提供されるよう、地域包括支援センター、認知症疾患医療センター等の認知症専門医療機関、介護サービス従事者や認知症サポーターなど、地域において認知症の人を支援する関係者の連携を図る。

・認知症地域支援推進員を中心に地域の実情に応じて認知症人やその家族を支援する事業を実施する。

地域において認知症の人と家族を支えるため、支援を行う「資源」をネットワーク化し、相互連携を通じた地域支援体制を構築する

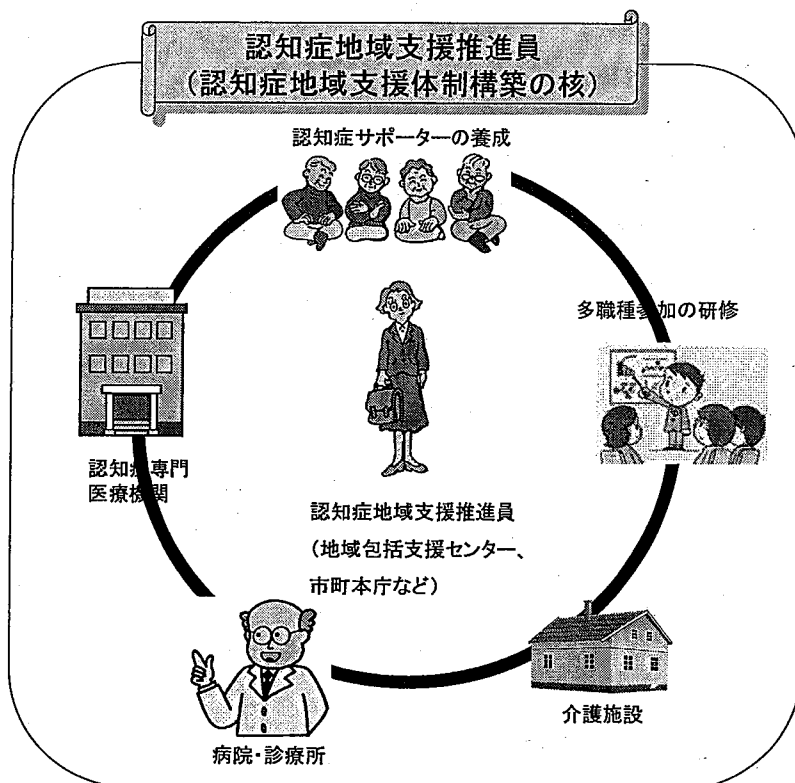
3 実施主体 市町(国10/10) 全国で175ヶ所

(平成23年度 本事業実施市町:津市、四日市市、東員町。

平成24年度 実施予定市町:津市、伊賀市、東員町、玉城町。現在、国と協議中。)

12

認知症地域支援推進員のイメージ



13

市民後見推進事業

1 目的

認知症高齢者や一人暮らし高齢者の増加に伴い、成年後見制度の必要性は一層高まってきており、その需要はさらに増大することが見込まれる。

また今後、成年後見制度において、後見人等が高齢者の介護サービスの利用契約等を中心に後見等の業務を行うことが多く想定される。

したがって、こうした成年後見制度の諸課題に対応するためには、弁護士などの専門職による後見人(以下「専門職後見人」という。)がその役割を担うだけでなく、専門職後見人以外の市民を含めた後見人(以下「市民後見人」という。)を中心とした支援体制を構築する必要がある。

市民後見人を確保できる体制を整備・強化し、地域における市民後見人の活動を推進する事業であって、全国的な波及効果が見込まれる取組を支援する。

2 事業内容

- ・市民後見人養成のための研修の実施
- ・市民後見人の活動を安定的に実施するための組織体制の構築
- ・市民後見人の適正な活動のための支援 等

3 実施主体 市町(国10/10) 全国で40ヶ所

平成23年度、平成24年度 本事業実施市町:三重県内では該当なし。
全国では37ヶ所。その取組は、厚労省ホームページで紹介。

<http://www.mhlw.go.jp/topics/kaigo/shiminkouken.html>

14

高齢者権利擁護等推進事業

1 目的

「高齢者の尊厳の保持」の視点に立って、虐待防止及び虐待を受けた高齢者の被害の防止や救済を図るための成年後見などの高齢者の権利擁護のための取組を推進することが重要です。本事業は、介護施設従事者に対する研修を実施し、身体拘束の廃止に向けた取組など介護現場での権利擁護のための取組を支援するとともに、相談体制等の整備など、高齢者の権利擁護のための取組を推進することを目的とするものである。

2 事業内容

(1) 介護施設等看護職員研修事業

高齢者虐待防止法に基づき、介護施設等の看護職員を対象とした研修を実施します。

(2) 権利擁護研修事業

高齢者虐待防止法に基づき、市町、地域包括支援センター他、高齢者に携わる業務に従事する職員を対象とした研修を実施します。

3 実施主体 県

若年性認知症ケア・モデル事業

1 目的

若年性認知症は、いわゆる現役世代が発症するが、若年性認知症に対する認識が不足し、診断される前に症状が進行し社会生活が事実上困難となるケースや、本人やその家族、企業及び医療機関が若年性認知症を知っていても、活用が可能な福祉や雇用の施策があまり知られていないことなどから、経済的な面も含めて本人とその家族の生活が困難になりやすいことが指摘されている。

本事業はこれらの問題点を解消し、若年性認知症の一人一人ひとりが、その状態に応じた適切な支援を受けられるようにすることを目的とする。

2 事業内容

- (1) 総合的な支援窓口として「コーディネーター」を配置し、若年性認知症の人やその家族を適切な支援へつなぐ取り組み
- (2) 若年性認知症にかかる活用が可能な施策の普及を図るため、地域包括支援センター職員等を対象とした研修会の実施
- (3) 若年性認知症のケアの質の向上を図るため、介護サービス従事者等を対象とした研修や実習の実施

※事業所へ委託して実施(企画提案コンペにて、事業所を選定。)

※24年度については、イトーファーマシーへ事業を委託しています。

都道府県認知症施策推進事業

1 目的

市町の認知症地域支援体制及び認知症ケアに関する先進事例や好事例を収集し、それらを県内市町に普及させることにより、先進的な取組を行っている自治体だけでなく、管内市町における認知症施策の全体的な水準の向上を図る。

2 事業内容

(1) 認知症施策推進会議の設置 ⇒ 三重県認知症施策推進会議

- ・県施策、市町施策に関する助言
- ・市町の認知症施策の取組状況の把握や課題の分析、先進的な事例の収集
- ・認知症専門医療機関等及び認知症介護に関連する事業者団体等との連携方策についての検討 等

(2) 市町連絡会の開催

認知症施策推進会議において収集した先進的な地域支援体制の構築にかかる事例や・認知症対応型サービスに関する事業所等の取組について市町との情報共有を図り、市町における認知症施策の水準の向上を図る。

23年度から実施している「認知症高齢者等支援に関する取組状況調査」を今年度は調査項目を一部見直して実施し事例の収集と市町間の情報共有に取り組めます。

3 実施主体

県

17

(参考) 地域支え合い体制づくり事業

(介護支援体制緊急整備等臨時特例交付金)

1 目的

高齢者、障がい者等、地域社会とのつながりや支援が必要な人々を地域社会において支えていくため、市町、住民組織、NPO、福祉サービス事業者等との協働により、見守り活動チーム等の人材育成、地域資源を活用したネットワークの整備、先進的・パイロット的事業の立ち上げ支援など、地域における日常的な支え合い活動を行う体制を整備する。

2 事業内容等

(実施主体) 県または市町

(1) 市町事業

・地域支え合い体制づくり事業補助金

地域社会における日常的な支え合い活動を行う体制を整備するため、次の事業に対して資金を交付する。

- ①地域支え合い活動の立ち上げ支援(地域における高齢者等の支援を行うNPO等の活動立ち上げ支援、先駆的・パイロット的な事業の立ち上げ支援、地域の支援が必要な者とそのニーズの情報を基にした要支援者マップの作成等、徘徊・見守りSOSネットワークの構築、市民後見人の活動を安定的に実施するための組織の立ち上げ支援)
- ②地域活動の拠点の整備等(地域活動の拠点の整備・改修や備品に要する費用、支援活動推進協議会の設置など協働体制の整備)
- ③人材育成(見守り活動チーム等の育成)

(2) 県事業

・地域支え合い体制づくり連絡会議の設置、開催

平成23年度は22市町で61事業が実施されました。

平成24年度については一次募集の時点で7市町19事業の採択となっています。

18

介護保険制度の施行状況

「みえ高齢者元気・かがやきプラン」 のポイント

(第5期三重県介護保険事業支援計画・
第6次三重県高齢者福祉計画)

策定の趣旨

- 介護保険法では、高齢者の介護を社会全体で支えることを基本理念としています。
- 第3期計画及び第4期計画の取組の延長として、「地域包括ケア」の一層の推進を図ります。

計画期間

2012(平成24)年度 ~ 2014(平成26年度) 3年間

プランのめざすべき方向性

- プランのあるべき姿は、「高齢者が元気に輝きながら暮らすことができる地域」です。
- 三重県では、2007(平成19)年度に、三重県における地域包括ケアのあるべき姿を示した「みえ地域ケア体制整備構想」を策定しており、プランのめざすべき方向性は、この構想に基づく「地域包括ケア」です。

プラン策定に当たっての考え方

1 高齢者像

高齢者の増加、高齢者単身世帯の増加、認知症高齢者の増加が予想されることから、今から対応を始めることが必要です。

2 高齢者を取り巻く状況

「地域包括ケア」では、高齢者が地域で生活していくために必要な様々なサービスを、切れ目なく、また過不足なく提供するため、それぞれのサービスを充実強化するとともに、これらサービスを断片化させずに連携させることが必要です。

介護保険制度の的確な運営を進め、「地域包括ケア」の確立をめざしていかなければなりません。

3 介護保険制度の改正

2011(平成23)年6月の介護保険法改正を踏まえて策定しています。

具体的な取組



次の7つを柱に「地域包括ケア」の一層の推進を図ります。

- 1 介護サービス基盤の整備
- 2 認知症総合対策の推進
- 3 地域包括ケアの構築
- 4 介護・福祉人材の安定的な確保
- 5 介護保険制度の円滑な運営
- 6 在宅生活支援の充実
- 7 高齢者の安全・安心の確保



1 介護サービス基盤の整備

(1) 広域型介護基盤の整備促進

在宅生活が困難な重度の要介護者のために、広域的な観点から必要な施設サービスの基盤整備を進めます。特に「特別養護老人ホーム(広域型)」については、入所申込者のうち、介護度が重度で在宅生活をしている待機者(2,240人)が早期に入所できるよう整備を進めます。

(2) 地域密着型介護基盤の整備促進

住み慣れた地域での生活を支えるため、地域密着型サービスの整備について市町や広域連合を支援します。

(3) 個室ユニットケアの推進

利用者一人ひとりの個性や生活のリズムを尊重したユニットケアを推進するため、今後、新設又は増築を計画する特別養護老人ホーム、介護老人保健施設については、基本的にユニット型施設の整備とします。ただし、従来型施設への入所希望が多いことやユニット型施設の整備状況を勘案し、一部については、地域の実情に応じて、市町の意見を聞いたうえで従来型施設を整備することも可能とします。

2 認知症総合対策の推進

(1) 認知症知識の普及

認知症の早期発見、早期治療、予防につなげるため、また本人や介護家族への支援への一歩として、認知症サポーターの養成等、認知症知識の普及に取り組みます。

(2) 認知症対応力の向上

認知症に早期に気づき早期の確定診断につなげ、適切な認知症ケアや関係機関等の支援が受けられるよう認知症対応力を向上させます。

(3) 認知症ケア連携

認知症の人と家族を支える地域資源のネットワーク化や、認知症サポーター・キャラバンメイト・かかりつけ医・認知症サポート医・認知症ケアを行う者・認知症介護指導者等が相互に連携しながら有効な支援を行う体制を整備します。具体的には、「認知症施策推進会議」を活用して県の認知症施策全体に対して分析、助言を行うほか、「基幹型認知症疾患医療センター」を設置し各認知症疾患医療センターと連携して、身体合併症に関する救急対応等を行う検討を進めます。

23

3 地域包括ケアの構築

(1) 地域包括支援センターの運営支援

地域における、介護・福祉・医療の連携を充実するために、地域包括支援センター職員の研修や専門アドバイザーの派遣等、「地域包括支援センター」の活動を支援します。

(2) 地域包括ケア

独居高齢者や認知症の高齢者が増加する等の高齢者を取り巻く環境が変化する中で、高齢者が住み慣れた自宅や地域において最期まで暮らし続けるため、介護、予防、医療、生活支援サービス、住まいの5つを一体化して提供していく「地域包括ケアシステム」の構築に取り組みます。

(3) 支え合い体制づくり

地域における「居場所づくり」、高齢者の見守りや安否確認のネットワーク構築など、支え合い体制の整備を支援します。

(4) 権利擁護・虐待防止

関係機関と協力し、成年後見制度等、高齢者の権利を守るための制度の普及を進めます。

24

4 介護・福祉人材の安定的な確保

(1) 福祉人材確保

将来にわたり介護ニーズに対応できる、福祉・介護人材の安定的確保を図ります。

(2) 介護職員養成研修

多様化・高度化する介護ニーズに対応した職員の養成と、有資格者が段階的にキャリアアップしていける研修体系に添って、質の高い介護人材の養成を支援していきます。

(3) 介護職員処遇改善

介護分野における人材確保、人材育成につながるよう、介護職員の賃金改善やキャリアパスの導入に取り組む事業者を支援します。

(4) 介護支援専門員の資質向上等

介護支援専門員の資質向上を図るため、研修体制を強化し中立・公平性を高めます。

(5) 介護施設等職員の資質向上等

たんの吸引等を実施する介護職員等の確保や資質の向上を図ります。

25

5 介護保険制度の円滑な運営（1）

(1) 介護給付費等の負担

広域的な視点から保険者の介護保険事業運営に対して必要な助言を行うとともに、費用の負担を通じ、適切な財政運営を支援します。

(2) 介護保険財政安定化制度

介護保険制度が安定して運営されるよう、介護保険財政に赤字が見込まれる場合に県が設置した財政安定化基金から保険者に貸付（無利子）や交付を行います。第5期については、特に、財政安定化のために必要な額を確保したうえで、残余の財産について介護保険料軽減のための取崩しを行います。

(3) 低所得者対策

社会福祉法人等による利用者負担減免をはじめとする利用者負担の軽減制度を一人でも多く活用することができるよう、制度の趣旨や内容を周知し、一層の普及に努めます。

(4) 介護保険審査会

被保険者の権利救済と介護保険制度の信頼向上のため、「三重県介護保険審査会」を適正に運営します。

26

5 介護保険制度の円滑な運営（2）

（5）要介護（要支援）認定制度

要介護認定が一律の基準で公平・公正かつ適正に実施されるよう、認定に関わる全ての者の資質向上に取り組みます。

（6）在宅サービス

一人ひとりの課題に合わせた、様々な介護サービス等の提供を確保します。

（7）地域密着型サービス

住み慣れた地域で、可能な限りその人らしく暮らせるように、地域に密着した介護保険サービス事業所の参入を支援します。

（8）施設入所指針

調査等を通じた入所申込者の実態把握や指針の見直しに努め、各施設や関係団体に対しても、入所申込者の正確な情報の把握やそれに基づく現存名簿の適正管理等について、一層の徹底を図っていきます。

5 介護保険制度の円滑な運営（3）

（9）各種基準の条例委任

介護保険法改正等により条例に委任されることとなった基準について、幅広く意見を聴取し、三重県の実情を反映したものとします。

（10）介護給付適正化

不適切な介護保険サービス事業者を排除するために、事業者への指導・監査体制を強化します。

（11）介護サービス情報の公表制度

利用者による適切な介護サービスの選択ができるように、介護保険サービス事業者の情報を公表します。

（12）介護サービスに関する苦情への対応

介護サービスにかかる苦情・相談については、保険者である市町、三重県国民健康保険団体連合会が設置する苦情処理委員会等と連携し、必要に応じて当該事業所へ立入調査を行い、苦情等の早期解決を図ります。

6 在宅生活支援の充実（1）

（1）健康づくり

健康づくりを推進し、適切な生活習慣の形成と、これを支える社会環境の整備のために、県民・事業者・市町・県等の協働体制づくりを行います。

（2）介護予防

高齢者の方々が、介護サービスを受けずにできるだけ元気に過ごしていただくために、介護予防事業の実施を支援します。

（3）医療連携

高齢期の生活において必要不可欠な医療サービスについて、介護サービスや福祉サービスと一体で提供されるよう、連携に取り組みます。

（4）療養病床転換支援

相談窓口を設置し、関係機関と連携した総合相談支援体制を敷くとともに、転換意向が固まっていない医療機関等に対しては、個別相談を実施します。

（5）高齢者に相応しい住まい

住み慣れた地域での生活が維持できるように、介護サービスを組み合わせた高齢者に相応しい住まいの整備を支援します。

29

6 在宅生活支援の充実（2）

（6）移動手段の確保

介護を必要とする高齢者等の移動手段を確保するため、今後も市町と協力して福祉有償運送の実施主体への支援を行います。

（7）高齢者健康・生きがいづくり

明るく豊かで健やかな長寿高齢社会を実現するため、全国健康福祉祭への選手団の派遣、文化事業への参加及び高齢者の地域貢献活動等を支援します。

（8）老人クラブ活動支援

高齢者自らが生きがいを高め、健康づくりを進めるために、老人クラブ活動を支援します。

30

7 高齢者の安全・安心の確保（1）

（1）高齢者医療

三重県後期高齢者広域連合や市町に対して現行の後期高齢者医療制度が適切に運営されるよう、必要な助言・支援を行います。また、国民健康保険制度の安定運営に向けて、広域化等に取り組むとともに、国の動向を注視しつつ、制度改正等に適切に対応していきます。

（2）消費者保護

高齢者の消費者トラブルを防止するため、地域・職域における啓発活動を行う人材の育成・活用、市町と連携した地域における見守り体制の推進などに取り組めます。

（3）交通安全

広報啓発活動を展開し、交通安全意識の高揚を図りなど、高齢者の交通事故防止を図ります。

（4）雇用確保

高齢者の生きがい対策、多様な就労機会の確保のため、シルバー人材センターの機能拡充に向けた支援を行うなど、年齢にかかわらず働き続けることができる社会の実現に取り組めます。

7 高齢者の安全・安心の確保（2）

（5）ユニバーサルデザイン

高齢者が自由に移動し、安全かつ快適に暮らすことができるよう、誰もが暮らしやすい社会の実現を目指して「ユニバーサルデザインのまちづくり」に取り組めます。

（6）防災対策

高齢者が災害時に支援を必要とすることが多いことを踏まえ、東日本大震災や紀伊半島大水害を教訓に、防災対策を推進します。